

町田市ゴルフ協会規約（仮）

（名称）

第1条 本会は、町田市ゴルフ協会と称する。

（目的）

第2条 本会は、町田市民のスポーツ振興とゴルフの普及及び会員相互の親睦を図り市内所在ゴルフ場と連帯し、ゴルフ競技等を通じて健康増進を図り、もって人格の向上を目的とする。

（事業）

第3条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- （1）市民ゴルフ大会の開催
- （2）技術研究及び研修会等の開催。
- （3）ゴルフの普及に関すること。
- （4）国、県、市等が主催するゴルフに関すること。
- （5）その他本会の目的達成のために必要な事業。

（会員）

第4条 本会は、市内在住もしくは在勤者で入会登録をした者で構成する。

（名誉会長、相談役、顧問）

第5条 本会に名誉会長及び相談役若干名、顧問若干名を置くことが出来る。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副会長 若干名
- （3）実行委員長 1 名
- （4）実行委員 若干名
- （5）事務局長 1 名
- （6）会 計 1 名

(7) 監事 2 名

(役員を選任及び任期)

第7条 役員は、会員の互選とする。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 実行委員会は目的達成のため随時開催し、本会の運営に関する事項の企画立案と執行に当たる。

4 会計はこの本会の会計業務を行う。

5 監事は協議会の業務及びこの協議会の会計を監査する。

(解任)

第9条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは役員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、実行委員会とする。

2 各会議は必要に応じてその都度招集し、会長、実行委員長が議長となる。

(議決)

第11条 次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更に関する事。

(2) 毎事業年度の事業計画及び予算に関する事。

(3) 毎事業年度の事業報告及び決算に関する事。

(4) 役員選任に関する事。

(5) その他必要と認められる事項。

2 会議の議決は出席会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費及び徴収)

第12条 本会の経費は、参加会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本会は業務の適正な執行のため、事務局を置く。

2 事務局は事務局長所属コースに置く。

(その他)

第15条 その他、本会の運営について必要な事項は、役員会において定める。

附 則

この規約は、年 月 日から施行する。